

## 事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	養育費相談・支援センター事業	
担当部局・課	主管部局・課	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
	関係部局・課	

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	6	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	8	総合的な母子家庭等の自立を図ること
	I	母子家庭の生活の安定を図ること

## (2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)				
夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費取り決め調整を行う養育費相談・支援センター (仮称) を設置し、家事調停制度や強制執行制度等の活用のサポート機能を強化すること等により、養育費の取り決め率、受給率の大幅増を図る。				
予算概算要求額				(単位: 百万円)
H15	H16	H17	H18	H19
—	—	—	—	152

## (3) 問題分析

## ①現状分析

平成15年度に雇用均等・児童家庭局が実施した全国母子世帯等調査によると、養育費の取り決めをしている者は34.0% (平成10年度35.1%)、現在も養育費を受けている者が17.7% (同20.8%) と、いずれも低い水準であり、かつ5年前よりも低い数字となっている。このため、養育費確保に向けた支援が大きな課題となっており、養育費の取り決めや確保に関し活用できる制度としては、家事調停制度や強制執行制度等があるが、これらの制度等が利用しにくい現状にある。

## ②問題点

- i 家事調停制度については迅速性がなく、平日、昼間のみしか利用できないこと、調停の過程で親身になって相談できる相手がいらないこと等の問題がある。
- ii 強制執行制度等については、書式が複雑で労力や手間がかかること、裁判所が土日利用不可であったり、書類の修正等においても説明が不十分である等利用し

にくい等の問題がある。

### ③問題分析

手続が長期間にわたったり、利用時間帯等が平日・昼間に限られると、子育てと生計の両方を担う母子家庭の母等にとっては、制度を利用することが困難となる。また、手続を通しての相談者やサポートがないことは、手続が複雑なことにより、手続自体を敬遠してしまう原因となっている。

### ④事業の必要性

以上の問題点から、養育費の取り決め・確保を図っていくためには夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費取り決め調整を行う相談機関が確保されることが必要であり、また家事調停制度や強制執行制度等の活用をサポートする機能を強化することが求められる。そのため、夜間・休日も利用可能な養育費相談・支援センター（仮称）を創設し、簡易・迅速な養育費取り決めや養育費支払い履行の調整を行ったり、家事調停制度や強制執行制度等の活用に関して相談等の支援を行ったりすることが、養育費の確保、ひいては、母子家庭等の自立を促進するため必要である。

## (4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期		19年度				
アウトカム指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
養育費受給率						
(説明) 離婚時に養育費についての取り決めを行い、その取り決めに基づいて養育費を受給した人の割合。			(モニタリングの方法) 母子世帯等調査により把握			

## 2. 評価

### (1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 近年の離婚件数の増加等により母子家庭等のもとで監護、養育される子どもたちが増えているが、その健全な育成は次世代育成支援の観点からも大変重要である。このため、母子家庭等の養育費を確保することによりその自立を支援することには、行政が関与する必要がある。			
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 養育費確保策については、地方自治体における取組が進んでいないことから、まずは国が主導的に行う必要がある。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由) 母子家庭等の支援に関する団体に委託して実施することを想定している。			

緊要性の有無	有	無
(理由) 平成20年度から児童扶養手当の一部減額措置が導入されることにより、受給期間が5年を超える場合等に手当受給額が減額することから、一部減額措置の導入前に、平成19年度から養育費確保による自立支援を実施する必要がある。		

## (2) 有効性

政策効果が発現する経路
委託を受けた団体等が事業を実施→母子家庭等が養育費相談・支援センター等を活用→母子家庭等の養育費に関する取り決め率及び受給率が増加→母子家庭等の自立
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
母子家庭等の養育費に関する取り決め率及び受給率が増加し、母子家庭等の自立を促進する効果が期待される。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
なし。

## (3) 効率性

手段の適正性		
当該事業を行わない場合、利用しにくい制度等を理由に、養育費の受給率は低調なままであり、母子家庭等の自立の促進が図られないが、当該事業を行った場合、簡易・迅速な養育費取り決め調整等を行うことにより、養育費の受給率の増加が見込め、ひいては母子家庭等の自立を促進するものであり、適正な手段である。		
費用と効果の関係に関する評価		
本事業の実施により、養育費を確保する母子家庭等が増加することが見込めることから、母子家庭等の自立の促進が効率的に図られるものと考えている。		
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	有	無
(有の場合の整理の考え方)		

## (4) その他

なし。
-----

## (5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
--------------------------------------

## 3. 特記事項

---

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

養育費関係に知見のある弁護士による勉強会を実施。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日 閣議決定)

第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

1. 再チャレンジ支援

(2) 個別の事情に応じた再チャレンジ支援

(新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の支援)

(中略)

- ・ 放課後や週末等における地域の中での学習機会の提供、母子家庭の養育費確保の取組、施設等の子どもの就職時の不利を防ぐ仕組みの整備等、子どもを支援する。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。